

平成20年1月
警察庁
共管各省庁

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令案等に対する意見の募集結果について

警察庁において、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令案等に対する意見の募集を行ったところ、27通の御意見を頂きました。

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令案等が2月1日に公布されるに当たり、頂いた御意見並びにこれに対する警察庁及び共管各省庁（金融庁、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省）の考え方を次のとおり公表いたします。

1 意見を募集した命令等の題名

- (1) 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令案
- (2) 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則案
- (3) 疑わしい取引の届出における情報通信の技術の利用に関する規則案
- (4) 古物商（宝石・貴金属等取扱事業者）における疑わしい取引の参考事例（ガイドライン）

2 命令等の案を公示した日

平成19年11月16日

3 御意見並びに御意見に対する警察庁及び共管各省庁の考え方

頂いた御意見並びに御意見に対する警察庁及び共管各省庁の考え方は、別紙1のとおりです。

頂いた御意見については、必要に応じ、整理又は要約した上で掲載しています（頂いた御意見については、整理又は要約をしていないものを警察庁情報公開室において閲覧に供します。）

なお、今般立案した命令等の内容に関する御意見以外の御意見については、今後の参考とさせていただきます。

4 参考

頂いた御意見の総数 27通

（内訳）

電子メール	25通
F A X	2通
郵 送	0通

5 その他

頂いた御質問並びに御質問に対する警察庁及び共管各省庁の考え方を参考として別紙2のとおりお示ししました。

また、警察庁及び共管各省庁における検討の結果、次の条項等について技術的な修正を行いました。

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令案

第7条第7号、第10号及び第11号、第8条第1項第1号ト、第13条第1項第1号、第2号及び第4号並びに第2項第2号並びに附則第5条の表第7条第7号の項の中欄及び下欄

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則案

制定文、第3条第1項第1号ト及び第2号、第4項、第5項第2号並びに第6項、第4条第1号ハ、第5条見出し及び第2項、第6条第1項第1号及び第7号から第12号まで、第7条第1項及び第2項、第11条第3項、第14条第5号及び第7号イ、第17条第1項各号列記以外の部分、附則第3条から第5条まで並びに別記様式第1号、別記様式第3号及び別記様式第5号

疑わしい取引の届出における情報通信の技術の利用に関する規則案

第5条及び附則第2条

【注】条項番号は、別紙1及び別紙2を含め、修正後のものとします。

【別紙1及び別紙2における略語】

「法」：犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）

「令」：犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令

「規則」：犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則

「本人確認法」：金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律（平成14年法律第32号）

「本人確認法施行令」：金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律施行令（平成14年政令第261号）

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令案等に対する御意見並びに御意見に対する警察庁及び共管各省庁の考え方について

1 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令案について

(1) ファイナンスリースの範囲について（第3条関係）

意見の概要	意見に対する考え方
法第2条第2項第34号に規定する政令で定める賃貸は、賃借人が賃借料を全額前払いする賃貸借契約で、賃貸借期間中、賃借人が物品を自由に処分できるものと規定してはどうか。	御指摘のような物品の売買契約類似のものではなく、いわゆるファイナンスリース契約が特に犯罪による収益の移転に利用されるリスクが高いと考えられたことから、FATF勧告（マネー・ローンダリング及びテロ資金対策のための国際基準）を踏まえ、原案のとおり規定したものです。

(2) 金融機関等の特定取引について（第8条第1項第1号関係）

意見の概要	意見に対する考え方
令第8条第1項第1号ムにおいて、「イからハまで、チからヨまで又はソからナまでに規定する契約に基づく取引のうち、なりすまし等が疑われる取引に該当するもの」と一定の契約の締結に限定する必要はないのではないか。	通常1回限りの取引で終了するような契約関係については、本規定の対象にはなり得ないことから、同号イからラまでに規定する契約のうち継続的な性質を有するものに限定したものです。

(3) ファイナンスリース会社の特定取引について（第8条第1項第3号関係）

意見の概要	意見に対する考え方
いわゆるファイナンスリース取引が法に基づく各種義務の対象となり、通常のレンタル取引は当該義務の対象とならないことを明らかにすべきである。	通常のレンタル取引については、顧客の指定する物品の購入を伴わず、また、令第3条の要件を充たさないと考えられますので、法第2条第2項第34号に規定する業務に含まれず、そもそも法に基づく各種義務の対象となりません。

(4) 宅地建物取引業者の特定取引について（第8条第1項第4号関係）

ア	意見の概要	意見に対する考え方
	マンションの購入等の不動産売買に際して、売主側に売主、販売代理人、媒介業者等の複数の宅地建物取引業者がいる場合は、それらのすべての者に本人確認書類の提示	不動産売買に際して、複数の宅地建物取引業者が介在する場合に、それらの者のうち代表する一者が本人確認並びに本人確認記録の作成及び保存を行えば足りると考え

<p>や送付を行うことは、顧客にとって負担が大きいことから、そのうち一者だけに本人確認書類の提示等を行えば済むことを本人確認方法として明確にすべきである。</p>	<p>ています。ただし、この場合、代表する一者以外の宅地建物取引業者の本人確認等の義務が免除されるわけではありませんので、取引に関与するすべての宅地建物取引業者の責任の下で当該措置が確実にとられることが必要です。</p> <p>また、この場合、実際に本人確認を行わなかった特定事業者についても、例えば、取引記録の記載事項（規則第14条第1号）について、どの特定事業者が代表して本人確認を行ったのかを明記する等の措置をとることにより、当該特定事業者が自社の営業所で保存している場合と同様に、必要に応じて直ちに本人確認記録を検索できる状態を確保しなければならないと考えます。</p>
---	---

イ	意見の概要	意見に対する考え方
	<p>不動産売買に際して宅地建物取引業者が媒介に入る場合、売主が依頼する媒介業者Aと買主が依頼する媒介業者Bが存在することが多いが、Aが既に売主の本人確認をしていれば、AからBに本人確認をしたことを伝えることによってBは売主の本人確認を済ませることができることを本人確認方法として明確にすべきである。</p>	<p>令第8条第1項第4号イでは、宅地建物取引業者の特定取引として宅地又は建物の売買契約の締結又はその代理若しくは媒介を定めていることから、宅地又は建物の売買契約の媒介を行った場合には、媒介契約の締結の有無にかかわらず、媒介を行った売主及び買主の本人確認が必要であると考えますが、御指摘の場合については、上記（4）アの考え方により、これらの宅地建物取引業者のうち代表する一者が本人確認及び本人確認記録の作成及び保存の措置をとれば足りることから、不動産の売主と買主の双方にそれぞれ異なる媒介業者が介在する場合には、売主側の媒介業者は売主のみについて、買主側の媒介業者は買主のみについて、当該措置をとれば足りるものと考えます。</p> <p>また、この場合、売主側の媒介業者Aはどの特定事業者（=B）が買主の本人確認を行ったのか、買主側の媒介業者Bはどの特定事業者（=A）が売主の本人確認を行ったのかを取引記録の記載事項（規則第14条第1号）に明記するなどして、当該特定</p>

	事業者が自社の営業所で保存している場合と同様に、必要に応じて直ちに本人確認記録を検索できる状態を確保しておかなければならないと考えます。
--	--

ウ	意見の概要	意見に対する考え方
	不動産業者が行う業務としては「テロや犯罪にかかわる疑いのある場合のみ、本人確認を義務付ける」とすべきである。	<p>不動産は、財産的価値が高く、多額の現金との交換を容易に行うことができるほか、その利用価値、利用方法等によって大きく異なった評価をすることができるため、実際の価格に上乘せする形で犯罪による収益を移転できるなど、犯罪による収益の移転に利用されるリスクが高いと考えられます。</p> <p>そこで、F A T F 勧告も踏まえ、宅地又は建物の売買契約の締結又はその代理若しくは媒介一般を本人確認義務の対象としたものです。</p>

(5) 司法書士等の特定業務について（第9条第1項、第2項及び第4項関係）

ア	意見の概要	意見に対する考え方
	特定業務から除かれる業務に、「民事訴訟法等に基づく保証金等の納付」、「訴訟費用の納付」や「登録免許税の納付」を追加すべきである。	<p>国又は地方公共団体による課税権又は刑罰権等の行使については、その実現の過程においてマネー・ローンダリング等のおそれが理論上観念し得ないことなどから、令第9条第1項においては、租税、罰金等の納付について例外的に士業者の特定業務から除くこととしたものです。したがって、御指摘のような場合一般について、士業者の特定業務の対象から除くことは困難であると考えます。</p> <p>なお、「登録免許税の納付」は、租税の納付に該当することから、特定業務から除かれます。</p>

イ	意見の概要	意見に対する考え方
	会社に係る定款の変更及び取締役や業務執行社員等の選任、組織変更等については、通常、資金の移動を伴わないことなどから、特定業務の対象から除くべき	会社は、一般に、財産の真の帰属や由来を仮装することを容易にし、多額の財産の移動を事業名目で行うことを可能とするため、財産の「器」として犯罪による収益の

<p>ではないか。</p> <p>「定款の変更」については、商号、本店、資本増加にかかわる変更事項以外は特定業務とすべきではない。</p> <p>資本金1億円未満の会社を特定受任行為の代理等の対象から除くべきである。</p> <p>投資法人、特定非営利活動法人及び特定目的会社における規約・定款の変更及び役員を選任並びに民法上の組合、匿名組合、投資事業有限責任組合及び有限責任事業組合における組合契約の変更について、特定受任行為の代理等の対象から除くべきである。</p>	<p>移転に利用されるおそれが高いと考えられます。また、自ら会社を設立しなくても、休眠会社を入手してその形態、名称、所在地、事業目的等を変更したり、取締役等に自己と意を通じた者を選任したりすることによっても、そのような「器」を得ることができます。</p> <p>そこで、F A T F 勧告も踏まえ、会社の設立に加え、定款変更や取締役の選定等についても、特定受任行為の代理等の対象とすることとしたものです。</p> <p>また、会社以外の法人、組合又は信託についても、会社と同様（又はそれ以上）に財産の「器」として利用されるおそれが高い、設立に必要な手続が簡易である、その運営実態が外部から明らかでないなどの特徴を有し、犯罪による収益の移転に利用されるおそれが高いものがあることから、これらについても会社と同様に特定受任行為の代理等の対象とすることとしたものです。</p>
---	--

ウ	意見の概要	意見に対する考え方
	<p>法人の登記事項証明書及び印鑑証明書、不動産の登記事項証明書及び公図等の取得に係る業務は、犯罪収益の移転に利用されるおそれがないので、特定業務から除くべきである。</p>	<p>御指摘の書類の取得行為自体については、法務局において公開している登記情報等に係る証明書の取得であり、司法書士等でなくとも、一般に可能であることから、法第4条第1項の表第2条第2項第40号に掲げる者の項の中欄各号に掲げる行為又は手続に該当すると解されず、令第9条第1項に規定しなくとも除かれているものと考えます。</p>

(6) 司法書士等の特定取引について（第10条関係）

意見の概要	意見に対する考え方
<p>司法書士等の特定取引となる特定受任行為の代理等のうち一定のものについては、財産の価額が200万円以下のものが除かれているが、1000万円以下のものを除くよう変更すべきである。</p>	<p>200万円という額は、F A T F 勧告により定められている金融機関や貴金属商等による取引についての基準額を参考に定めたものであり、各種業界の均衡を考慮すれば、御指摘のとおりとすることは困難です。</p>

(7) 本人確認済みの顧客等との取引について（第11条第1項関係）

意見の概要	意見に対する考え方
<p>令第11条第1項第3号により、特定事業者が他の特定事業者取引を委託し、当該他の特定事業者が顧客等の本人確認を行っていた場合に「本人確認済みの顧客等との取引」として扱われるが、これをファイナンスリースの取引や司法書士の取引（司法書士が他の司法書士から復代理を受ける場合など）についても認めるべきである。</p> <p>士業者Aが他の士業者Bに特定受任行為の代理等を再委任した場合にも、本人確認済みの顧客等との取引として扱うことを認めるべきである。</p>	<p>特定事業者が金融関係取引を他の特定事業者に委託し、当該他の特定事業者が顧客等の本人確認等を既に行っていた場合には「本人確認済みの顧客等との取引」として扱うこととしていますが、これは、基本的には、近年キャッシュカード取引が広く普及しており、第三者が過去に本人確認を行い、かつ、本人確認記録を保存している場合でも、それを迅速かつ確実に確認できるようになっていることを前提としています。</p> <p>新たに法に基づく各種義務の対象とされた特定取引の取扱いについては、それらの取引に係る本人確認及びその記録の保存に関する技術及びノウハウの蓄積やそれらを確認する手段及びインフラの整備の動向等を踏まえて、今後、検討していく必要があると考えています。</p>

(8) 通知義務の対象とならない外国為替取引の方法について（第15条関係）

意見の概要	意見に対する考え方
<p>国内金融機関において預金口座を開設し、いわゆるインターナショナルキャッシュカードを用いて海外の提携金融機関で預金を引き出す場合は、法第10条の通知義務の対象となるのか。対象となるのであれば、資金の移転元が国内金融機関の口座であることから、通知義務の対象外とすべきである。</p>	<p>法第10条の通知義務の対象は「顧客と本邦から外国へ向けた支払に係る為替取引を行う場合」、すなわち、顧客の依頼により金融機関が国外送金に係る為替取引を行う場合を想定しています。御指摘の海外ATMからの預金引出しがこの趣旨に当たるのであれば、当該顧客に関する事項を通知する必要がありますが、海外提携金融機関との間で生じた自己の債権債務を精算するために行われる送金に係る為替取引は、その発生が顧客の支払に起因するものであっても「顧客と本邦から外国へ向けた支払に係る為替取引を行う場合」には該当しないものと解されます。</p>

2 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則について

(1) 本人確認方法について（第3条関係）

ア	意見の概要	意見に対する考え方
	<p>何人も請求することができる登記事項証明書について代表者等から「提示」を受ける方法に限定する意味がないのではないか。</p> <p>顧客である法人の代表者等からの依頼に基づき、特定事業者自身が、最寄りの登記所から取得した登記事項証明書をもって、当該代表者等に対して法人の特定事項を確認する方法についても認めるべきである。</p>	<p>本人確認書類については、少なくとも顧客等が自らその真正性を確認した上で特定事業者に対して提示又は送付することが必要であると考えます。</p> <p>したがって、規則第3条第1項第1号イに規定する「提示」に該当するというためには、特定事業者が顧客に代わって登記事項証明書を取得した場合であっても、当該証明書を代表者等と対面で直接確認することにより「提示」の実質を備えることが必要であると考えます。</p>

イ	意見の概要	意見に対する考え方
	<p>顧客である法人の代表者等からの依頼に基づき、特定事業者自身が、インターネットにより入手した登記情報をもって、当該代表者等に法人の特定事項を確認する方法についても認めるべきである。</p> <p>日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関のウェブサイトに掲載されている外国法人の登記に係る情報等を閲覧することにより、規則第3条第1項第3号イの規定に基づく提示を受けたこととしてほしい。または、当該情報等をダウンロードして本人確認記録に添付し、当該情報により顧客の本店等取引関係書類を転送不要郵便物等として送付した場合、同号ロの規定による本人確認方法と認められないか。</p>	<p>基本的な考え方としては、書類の真正性を厳格に確保する等の観点から、提示や送付の対象となる書類は、官公庁等が正当な権限に基づき発行した公的証明書に限られることとしています。</p> <p>したがって、単にウェブサイトからダウンロード又は印字した情報の閲覧を本人確認方法として認めることは基本的に難しいと考えられます。</p> <p>なお、登記事項証明書については、オンライン申請により取得できるものと承知しています。</p>

ウ	意見の概要	意見に対する考え方
	<p>規則第3条第2項第4号では、本人確認書類に記載された住居等が現在のものではないとき又は当該住居等の記載がないときは、日本国内において供給される電気等の</p>	<p>外国の公共料金の領収証書については、特定事業者がその真正性を判断するのが困難であることから、日本国内において供給される電気等の公共料金の領収書に限るこ</p>

公共料金の領収証書を補完的な証明書類として用いることを認めているが、外国の公共料金の領収証書も同様に補完的な証明書類として認めるべきである。	ととされています。
--	-----------

エ	意見の概要	意見に対する考え方
	<p>自然人である顧客等又は代表者等が、特定事業者と配偶者又は三親等内の血族及び姻族並びに同居の親族である場合について、本人確認方法についての制限を外すべきである。</p>	<p>法及び令上、特定取引とされるものについては、マネー・ローンダリング等の防止等の観点から、客観的かつ確実な方法により、氏名、住居等の本人特定事項の確認を行ってそれを記録化し、資金トレース等を可能とすることが求められています。</p> <p>したがって、単に個人的によく知っていることを理由として、本人確認やその記録の作成、保存を不要としたり省略したりすることは困難であると考えます。</p>

(2) 本人確認書類について（第4条関係）

ア	意見の概要	意見に対する考え方
	<p>有効期間又は有効期限の記載がない本人確認書類については、どのように有効であることを確認したらよいのか不明確である。本人確認書類は各自治体によって様々であるので、「提示日において有効である」との基準をより明確化していただきたい。</p>	<p>提示（送付）の際に有効であることが求められる本人確認書類としては、基本的には、公的機関により発行され、かつ、被証明者にのみ発行される身分証明書としての性質を有する書類が想定されますが、通常、そのような書類は、有効期間（有効期限）の記載があるか、又は、失効すれば返却されることが多いと承知しています。また、それら以外の書類については、提示（送付）を受ける日前に6か月以内に作成されたものである必要があります。</p> <p>したがって、通常はこれらの書類の提示（送付）を受ければ、本人確認に用いることが可能か判断できると考えられます。</p> <p>なお、万が一、本人確認書類の有効性が不明である場合には、大変御手数ですが、当該書類の発行機関に照会したり、他の書類の提示（送付）を受ける等の措置をとっていただきたいと思えます。</p>

イ	意見の概要	意見に対する考え方
---	-------	-----------

<p>防衛省共済組合の組合員証とは別に、防衛庁職員療養及び補償実施規則に基づき、自衛官本人に発行されている「自衛官診療証」については、国家公務員共済組合の組合員証と同等の性質を有しながら、組合員証とは異なるものであることから、条文上明記すべきである。</p>	<p>自衛官に対して発行される防衛省共済組合員証は、規則第4条第1号八に規定する国家公務員共済組合の組合員証に該当することから、本人確認の対象となる取引を行う際には、自衛官の方についても他の公務員と同様、組合員証を本人確認書類として提示等していただきたいと思います。</p> <p>なお、自衛官診療証は、同号トに掲げる本人確認書類に該当するものと考えます。</p>
---	--

ウ	意見の概要	意見に対する考え方
	<p>海外に所在する法人の本人確認書類について、国によって商業登記制度が日本と相違する場合があることから、登記簿謄本等の有効期間又は有効期限の定めのない本人確認書類については、提示又は送付を受ける日前6か月以内に作成されたものに限るという条件を除外すべきである。</p>	<p>登記事項証明書等の有効期間又は有効期限のない書類は、本来、当該書類の発行日時点における事項を証明するものにすぎないことから、当該書類の真正性を担保するため、一定の期間以内に作成されたものに限るという条件は基本的に必要であると考えます。</p>

エ	意見の概要	意見に対する考え方
	<p>規則第4条第4号に定める本人確認書類について、自然人の場合にあっては氏名、住居及び生年月日の記載が、法人の場合にあってはその名称、本店又は主たる事務所の所在地の記載があるものに限っているが、外国政府等の発行する書類にはこれらのすべての記載事項が記載されていないものがあることから、F A T F加盟国に国籍を有する自然人及び本店又は事務所を有する法人については、当該F A T F加盟国において有効な本人確認書類であれば足りることとすべきである。</p>	<p>犯罪による収益を事後的に追跡するためには、顧客等が一に特定されることが必要ですが、そのために、法律上、原則として、自然人であればその氏名、住居、生年月日が、法人であればその名称、本店又は主たる事務所の所在地の確認が必要であるとされているものです。</p> <p>したがって、本人確認書類にはこれらの事項の記載が基本的に必要であるとしています。</p>

オ	意見の概要	意見に対する考え方
	<p>規則第4条第4号に規定する「日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、第一号又は第二号に定めるものに準ずるもの」には、日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関のウェブサイト</p>	<p>(1)イを参照してください。</p>

に掲載されている情報は該当することとすべきである。	
---------------------------	--

(3) 本邦内に住居を有しない外国人の住居に代わる本人特定事項について(第5条第1項関係)

意見の概要	意見に対する考え方
海外に所在する法人等を顧客等として取引を行う場合、代表者等の本人確認を行ったときに用いられる本人確認書類には住居の記載がないことが多いことから、海外居住の外国人等についても、特例外国人と同様、住居の代わりに国籍と旅券等の番号の確認で足りることとすべきである。	法第4条第1項に規定する外国人に対する特例措置は、令第6条にあるとおり、例えば外国人旅行者のような、本邦に在留する者で本人確認書類として旅券や乗員手帳しか所持していない外国人に対する特例的に認められた措置であり、海外居住の外国人には従来どおり通常の本人確認を求めることとしています。

(4) 現金等の受払をする取引について(第6条第1項第7号関係)

意見の概要	意見に対する考え方
規則第6条第1項第7号口は、「本人確認の対象から除外される取引」として令第8条第1項第1号タに掲げる取引のうち、国又は地方公共団体に対する金品の納付又は納入に係るものを定めているが、電気、ガス等の公共料金の収納を加えるべきである。	現代社会において膨大かつ多種多様な経済取引が日常的に行われる中、全体としてマネー・ローンダリング及びテロ資金対策を推進するという法目的にかんがみれば、国及び地方公共団体以外の一定の団体及び組織への振込みのみについて犯罪による収益の移転等に利用されるおそれが全くないと客観的かつ一義的に判断することは困難であると考えています。

(5) ファイナンスリース取引について(第6条第1項第9号関係)

意見の概要	意見に対する考え方
連結決算企業グループの中のリース会社が、当該グループの他の企業と行うファイナンスリース契約の締結を本人確認の対象から除くべきである。	一般に、同一の企業グループ内や関連企業同士等の緊密な関係を有する企業間の取引であることのみをもって、直ちにマネー・ローンダリング等に利用されるおそれがないと判断することは困難であると考えています。

(6) 破産管財人又はこれに準ずる者について(第6条第1項第12号関係)

意見の概要	意見に対する考え方
成年後見人や不在者財産管理人、相続財産管理人等の法定代理人については、本人の本人確認は難しく、代理人だけの	F A T F 勧告において代理人と本人の両者について顧客管理措置を行うことが求められていることを踏まえ、法及び令上、基

<p>本人確認で足りるのではないか。</p> <p>規則第6条第1項12号口に規定する「破産管財人又はこれに準ずる者」について、不在者財産管理人、成年後見人及び相続財産管理人は破産管財人と同様に裁判所により選任されるものであることから、「これに準ずる者」として取扱っても問題はないと考える。</p>	<p>本的に、実在性が明確であるもの以外については実際に取引による財産の移転の効果が帰属する本人とその代理人の両方の本人確認を行うことを義務付けることととしています。</p> <p>したがって、お示しの成年後見人等について、法定代理人であることをもって直ちに本人確認の対象から除外することは、困難であると考えます。</p> <p>また、同号口に規定する破産管財人等については、破産管財人が破産者の有する預金等の債権の支払いを受ける場合に、支払いを受けた財産が破産者の管理下に置かれることなく、破産財団に組み込まれ平等な弁済手続に付されること、その手続は常に裁判所、債権者等による監督を受けること等の特殊な事情があることから、例外的な取扱いを認めたものであり、民法上の法定代理人と基本的に異なるものです。</p> <p>なお、成年被後見人を本人とする取引については、登記事項証明書が本人確認書類として認められており、取引関係文書を一定の方法により送付すること等により、登記事項証明書を用いて顧客等の本人確認を行うことができます。</p>
---	---

(7) 本人確認記録の記録事項について（第10条第1項第3号関係）

ア	意見の概要	意見に対する考え方
	<p>規則第10条第1項第3号では、本人確認書類の提示を受け、その写しを本人確認記録と共に7年間保存しない場合には、提示を受けた時刻を記録することとしているが、時刻まで記録する必要はないのではないか。</p>	<p>本人確認書類の提示を受けた時刻については、マネー・ローンダリング等の防止に資するため、確実に本人確認が行われたことが事後的に確認できるように、それを記録することとしたものです。</p> <p>したがって、少なくとも、本人確認を行った者やその状況等が特定できる程度の範囲で記録することが必要であると考えます。</p>

イ	意見の概要	意見に対する考え方
	<p>本人確認書類の提示を受けた場合、何を</p>	<p>本人確認記録の作成方法や記録事項は、</p>

もって本人特定事項の記録となるのか明らかにすべきである。	規則第10条及び第11条に規定されていません。
------------------------------	-------------------------

(8) 取引記録等の記録事項について（第14条関係）

意見の概要	意見に対する考え方
規則第14条第5号では、取引記録の記録事項として「財産移転・・・を伴う取引又は特定受任行為の代理等にあつては、当該取引又は特定受任行為の代理等及び当該財産移転に係る移転元又は移転先（当該特定事業者が行うのが当該財産移転に係る取引、行為又は手続の一部である場合は、それを行った際に知り得た限度において最初の移転元又は最後の移転先をいう。以下同じ。）」に係る事項が規定されているが、取引所金融市場等において行われる取引については、移転元又は移転先を記録することは実質的に不可能であると思われる。	規則第14条第5号は、特定事業者が財産移転を伴う取引等を行った際に、当該財産移転に係る移転元又は移転先の名義その他の当該財産移転に係る移転元又は移転先等を特定するに足りる事項を記録することを求めています。 したがって、例えば、株式売買において、取引所取引の場合には金融商品取引清算機関が移転元又は移転先となり、取引所取引以外の取引の場合には特定事業者が取引を行った相手方である他の事業者等がこれに該当するものと考えられます。

(9) 特定事業者の通知事項等について（第17条関係）

意見の概要	意見に対する考え方
規則第17条第1項第1号八及び第2号八では、外国為替取引に預貯金口座を用いた場合には「当該口座の口座番号」を通知事項として定めているが、FATF勧告では「当該送金人の口座番号」とされており、外国為替取引に用いた口座の口座番号を通知することは求められていないことから、「当該顧客の口座番号」に修文されたい。	送金の出所の特定を目的とする通知義務の趣旨にかんがみると、口座を用いた国外送金においては、当該送金に実際に用いられた口座の情報を通知及び保存する必要があると考えられます。 なお、口座を2以上利用する送金の場合は、後日当該送金に係るトレースバックを行った際に、使用したすべての口座の口座番号がトレースできることが確保されている限りにおいて、送金に用いた口座のうちの1つ以上を通知していれば足りるものと解されます。

(10) 社債等の振替に関する法律に規定する申出による口座の開設について（附則第3条関係）

意見の概要	意見に対する考え方
規則第6条第1項第8号では、本人確認の対象から除かれる取引として、社債等の振替に関する法律第69条の2第3項本文に規定する申出による口座の開設が定められ	現時点では、株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律が施行されていないことから、規則では社債等の振替に

<p>ているが、同様に、社債、株式等の振替に関する法律第131条第3項、第167条第3項、第228条、附則第8条第4項、附則第15条に規定するものについても、本人確認の対象から除かれる取引として定めるべきである。</p>	<p>関する法律を規定することとしております。</p> <p>なお、社債、株式等の振替に関する法律の施行に伴って必要となる規則の改正については、今後措置されることとなります。</p>
--	---

3 疑わしい取引の届出における情報通信の技術の利用に関する規則案について

意見の概要	意見に対する考え方
<p>新しい疑わしい取引の届出方式への移行に当たっては、金融情報システムセンター（FISC）が定める安全対策基準を充足する強固なセキュリティを確保する必要がある。</p> <p>例えば同基準「技26」では、暗証番号、パスワード等が他人に知られないための対策として、「パスワード変更にあたり、前回と同じパスワードは認めないこと」、「ワンタイムパスワードの機能を実現すること」等とあるが、今後、ID・パスワード形式に移行するのであれば、こうした水準を満たすようにしていただきたい。</p>	<p>疑わしい取引の届出方法については、金融情報システムセンター（FISC）が定める安全対策基準が直接適用されるものではありませんが、セキュリティ対策の重要性にかんがみ、e-govに係るセキュリティ対策に加え、当庁のセキュリティポリシーに基づきセキュリティ対策を適切に推進することとしています。</p> <p>なお、届出情報が漏えいしないための措置として、データや通信の暗号化を実施するなどしているところです。</p>

4 その他の御意見

意見の概要	意見に対する考え方
<p>令や規則等の制定に当たっては、調査の対象となる事実や資料等を特定する事項を定めるなど、土業者等が顧客に対し負っている守秘義務に十分配慮し、都道府県警察による立入検査等の実施についてそれが濫用されることのないようにすべきである。</p>	<p>法の規定が完全に施行されることに伴い、法に基づく事務の実施全般に関する規範を定めることとしていますが、その中で、都道府県警察が行うこととされている立入検査等が行政庁による監督措置を補完することを旨とするものであることを踏まえ、その手続や事務の実施の基本について規定することとしています。</p> <p>また、事務の実施に当たり、みだりに顧客の秘密を探知するような不当な権限の行使がないよう、十分に留意してまいります。</p>

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令案等に対する御質問並びに御質問に対する警察庁及び共管各省庁の考え方について

1 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令案について

(1) 顧客等について

質問の概要	質問に対する考え方
<p>「顧客」とは特定事業者が「業」として行った取引の相手方という理解でよいのか。</p> <p>「顧客」の定義があいまいであるので、明確に定義付け、あるいは統一的又は限定的な概念を示すことはできないか。</p>	<p>「顧客」とは、特定事業者が特定業務において行う特定取引の相手方をいい、これに当たるか否かについては、取引を行うに際して取引上の意思決定を行っているのは誰かということと、取引の利益（計算）が実際には誰に帰属するのかということを経合判断して決定されるものです。</p>

(2) ファイナンスリースの範囲について（第3条関係）

ア	質問の概要	質問に対する考え方
	本法の対象となるためには、リース、レンタル等の名称は問わないのか。	そのとおりです。

イ	質問の概要	質問に対する考え方
	海外とのクロスボーダーのリース取引は本法の対象となるのか。	そのとおりです。

ウ	質問の概要	質問に対する考え方
	リース契約の連帯保証人については本法の対象とならないと理解してよいのか。	通常はそのとおりです。

エ	質問の概要	質問に対する考え方
	<p>法の適用を受ける「賃貸」の定義に、「賃貸借期間の中途若しくは満了時に賃貸借物件の所有権が賃借人に移転するものではないこと」が規定されていないが、「所有権移転ファイナンスリース」も法の適用対象となると解してよいのか。</p> <p>ユーザーが購入選択権を行使して売買代金を支払った結果、賃貸人が物件の取得のために通常要する価額を全額回収するような取引は本法の対象外という理解</p>	<p>所有権移転の有無にかかわらず、当該業務が法第2条第1項34号（令第3条）に規定する業務に当たれば、対象となります。</p>

でよいか。	
-------	--

オ	質問の概要	質問に対する考え方
	サプライヤーとの間で締結する物品の売買等の契約について本人確認は必要か。	不要です。

(3) 金融機関等の特定業務について（第7条関係）

質問の概要	質問に対する考え方
金融商品取引業者等が金融商品取引法第2条第8項各号に該当する行為を行う場合、その行為が金融商品取引業として行っていないものであれば、令第7条第1号にいう「当該特定事業者が行う業務」には該当しないという理解でよいか。	マネー・ローンダリング対策及びテロ資金対策（以下「マネー・ローンダリング等対策」といいます。）という法の目的にかんがみれば、金融商品取引法上の業として行っているか否かを問題とするものではないことから、令第7条第1号の特定事業者に当たる金融商品取引業者等が業務として行っているものであれば、特定業務に該当します。

(4) 金融機関等の特定取引について（第8条第1項第1号関係）

ア	質問の概要	質問に対する考え方
	令第8条第1項第1号りの規定の構造を問う。また、デリバティブ取引はりに含まれるのか。	令第8条第1項第1号りは、「金融商品取引法第2条第8項第1号から第6号まで若しくは第10号に掲げる行為」又は「金融商品取引法第2条第8項第7号から第9号までに掲げる行為により顧客等に有価証券を取得させる行為」を行うことを内容とする契約の締結を規定しています。 したがって、デリバティブ取引は令第8条第1項第1号りの取引（前者）に該当します。

イ	質問の概要	質問に対する考え方
	令第8条第1項第1号りにおける「金融商品取引法第2条第8項第1号から第6号まで若しくは第10号に掲げる行為」、「同項7号から9号までに掲げる行為により・・・取得させる行為」というのは、金融商品取引法第2条第8項にいう「業として行う」ものを指し、業として行っていないも	特定事業者が特定業務の範囲内において金融商品取引法第2条第8項中の該当する行為を行うのであれば、金融商品取引業として行う場合に限らず、令第8条第1項第1号りに当たります。

のはりの行為に該当しないという理解でよいか。	
------------------------	--

ウ	質問の概要	質問に対する考え方
	<p>有価証券の売買を業としては行っていない投資運用業を行う金融商品取引業者Aが、その保有する有価証券を他者Bに売却する場合、AにとってBは「顧客」とはならず、本人確認義務はないと理解してよいか。</p> <p>また、C銀行が投資目的のために購入した株式を売却する場合、C銀行にとって売却先Dは「顧客」とはならず、本人確認義務はないと理解してよいか。</p>	<p>マネー・ローンダリング等対策という法の目的にかんがみれば、金融商品取引法上の業として行っているか否かを問題とするものではないことから、金融商品取引業として行う場合に限らず、特定事業者が特定業務の範囲内において金融商品取引法第2条第8項中の該当する行為を行うのであれば、通常、本人確認義務は生じるものと考えられます。</p>

エ	質問の概要	質問に対する考え方
	<p>投資一任業者が金融商品取引法第42条の5ただし書により自己名義の取引決済口座に顧客の金銭の預託を受ける場合において、顧客の運用資産を管理する金融機関（信託銀行等）を通して預託を受けたときは、当該金融機関により本人確認済みであること及び投資一任契約の締結により金銭の預託を受けないことから、令第8条第1項第1号又括弧書の「金銭の預託を受けない場合」に該当し、本人確認は不要となるのか。</p>	<p>貴見のとおり、金融商品取引法第42条の5ただし書の規定により、投資一任業者が信託銀行等に開設された自己名義の取引決済口座を経由させて取引の決済を行うことは、投資一任契約により金銭の預託を受ける場合には当たらないことから、本人確認は不要と考えられます。</p>

オ	質問の概要	質問に対する考え方
	<p>証券会社が提供するラップ口座における投資一任契約の締結は、令第8条第1項第1号又の規定する「当該契約により金銭の預託を受けない場合」に該当するため、本人確認は不要であるという理解でよいか。</p>	<p>金融商品取引業者が顧客との間で投資一任契約を締結する場合において、当該契約により顧客の金銭の預託を受けないときは本人確認が不要ですが、預託を受けるときは、本人確認が必要となります（令第8条第1項第1号又）。ただし、あらかじめ有価証券の売買の取次ぎ等を行うことを内容とする契約を締結している場合（同号り）等において既に本人確認を済ませているときは、「本人確認済みの顧客等との取引」として扱われます。いわゆるラップ口座のような複合サービスを提供する金融商品取引業者においても、このことが当てはまり</p>

	ます。
--	-----

力	質問の概要	質問に対する考え方
	令第8条第1項第1号ネに規定する「社債、株式等の振替に関する法律」と規則附則第3条に規定する「社債等の振替に関する法律」は同じものか。	「社債等の振替に関する法律」は、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」の施行により「社債、株式等の振替に関する法律」に改正されますが、社振法改正法が未施行であることから、現行の規則では、改正前の「社債等の振替に関する法律」を規定しています。

キ	質問の概要	質問に対する考え方
	金融商品取引法第2条第9項に規定する金融商品取引業者(法第2条第2項第20号)が、金融商品取引法第35条第1項第12号に掲げる「他の事業者の経営に関する相談に応じること」を行う場合は本人確認が必要か。	法第2条第2項第20号に掲げる特定事業者の特定取引は、令第8条第1項第1号に掲げる取引に限られています。したがって、金融商品取引法第35条第1項第12号に掲げる行為を行う場合に本人確認は必要ないものと考えます。

ク	質問の概要	質問に対する考え方
	金融機関同士の債券貸借取引契約において、相手方金融機関は「顧客」ではないと考えられるので、双方の金融機関とも相手方金融機関について本人確認は必要ないと理解してよいか。 自己投資目的で他の特定事業者を顧客として有価証券等の売買又は賃借等を行う場合は、本人確認義務はないと理解してよいか。	特定事業者間の取引であっても、当該取引が特定取引に該当すれば、通常、本人確認は必要となります。 なお、規則第6条第1項各号に該当する取引については、本人確認の対象から除かれるほか、既に本人確認を行った顧客等については、「本人確認済みの顧客等との取引」として扱うことができます。また、当該顧客等が上場会社等(令第12条第8号)であれば法第4条第3項の規定が適用されます。

ケ	質問の概要	質問に対する考え方
	令第8条第1項第1号ワは「不動産特定共同事業契約の締結又はその代理若しくは媒介」、同号ルは「有価証券の貸借又はその媒介若しくは代理を行うことを内容とする契約の締結」とされており、同号ワは、代	令第8条第1項第1号ワの規定は、代理又は媒介を行うことを内容とする契約を締結しても不動産特定共同事業契約が成立しなかったときには本人確認義務が生じず、代理又は媒介によって当該契約が成立した

<p>理・媒介そのものを対象としているように読めるが、媒介の場合には媒介契約の締結をしていない者についても、特定事業者は契約の成立に尽力したという事実をもって本人確認義務が発生するという理解でよいのか。</p> <p>また、同号ルとの差異はどのような点にあるのか。</p>	<p>ときに本人確認義務が生じることを意味します。</p>
--	-------------------------------

コ	質問の概要	質問に対する考え方
	<p>コミットメントライン契約においては、コミットメントライン契約を締結（この時点では借入先への資金交付はなし）コミットメントライン契約に基づき借入の申込みを借入先が行う。</p> <p>借入の申込みを受け、貸付人が資金交付を行う。</p> <p>のどの時点に際して本人確認を行うべきなのか。</p> <p>また、コミットメントライン契約では何度も資金交付が行われるが、上記 又は について本人確認を行う必要があるとすると、すべての資金交付に係る 又は について、本人確認を行わなくてはならないこととなるのか。</p>	<p>令第8条第1項第1号カに規定するとおり、金銭の貸付又は金銭の貸借の媒介を内容とする契約の締結に際して本人確認義務が生じます。御質問のケースでは がこれに当たると考えられます。</p> <p>また、同一の契約に基づく資金交付等の取引が令第8条第1項第1号イからムまでに掲げるもの（例えば、一定の現金の受払い（同号タ））に該当すれば本人確認義務が生じますが、そうでなければ取引記録の作成・保存のみで足りるものと考えられます。特定取引に該当する場合であっても顧客等が同一の場合には、基本的に「本人確認済みの顧客等との取引」として扱うことができます。</p>

サ	質問の概要	質問に対する考え方
	<p>信販会社が発行するクレジットカードや消費者金融業者が発行するローンカードを使用して、提携金融機関が提供するATMを通じて当該信販会社又は消費者金融会社と顧客等との間で行われる融資又はその返済については、令第8条第1項第1号タ及びレに掲げる「為替取引」に基本的に当たらないということでしょうか。</p>	<p>そのとおりです。</p>

シ	質問の概要	質問に対する考え方
	<p>特定事業者が債務保証を行うことを内容とする契約の締結</p> <p>特定事業者が債務保証を受けることを</p>	<p>～ については、様々なケースがあり、一概にお答えできませんが、法第2条第2項第1号から第33号までに掲げる者につい</p>

<p>内容とする契約の締結</p> <p>特定事業者がその保有する債権（指名債権を含む。）を他者に譲り渡す契約</p> <p>特定事業者が他者から指名債権を譲り受ける契約</p> <p>特定事業者が抵当権などの担保権設定を受けることを内容とする契約の締結の取引は、法第2条第2項第1号から第33号までに掲げる者の特定取引に該当しないという理解でよいか。</p>	<p>ては、令第8条第1項第1号イからムまでに掲げるものに該当しなければ、特定取引には該当しません。</p>
--	--

ス	質問の概要	質問に対する考え方
	社債、株式等の振替に関する法律第133条に基づく振替について本人確認は必要か。	社債、株式等の振替に関する法律第133条に基づく振替を行う場合には、通常、なりすまし等が疑われる取引に該当しない限り、本人確認は必要ないものと考えます。

(5) ファイナンスリース会社の特定取引について（第8条第1項第2号関係）

ア	質問の概要	質問に対する考え方
	令第8条第1項第2号イでファイナンスリース契約の締結と規定されているが、本人確認を行う時点は、ファイナンスリース契約の申込受付時点ではなく、「締結」時点である、という理解でよいか。	ファイナンスリース契約の申込み受付ではなく、同契約の締結に際して本人確認をしていただければ結構です。

イ	質問の概要	質問に対する考え方
	ファイナンスリース業者は、本人確認業務をリース取扱店に委託できない、という理解でよいか。	あくまで、委託した特定事業者の責任において本人確認及び本人確認記録の作成、保存の措置が確実に行われることが必要であると考えます。この場合、特定事業者は、自社の営業所で保存している場合と同様に、必要に応じて直ちに本人確認記録を検索できる状態を確保しておかなければならないと考えます。（万が一これらの措置が行われなかったときは、委託した特定事業者による指示の有無に限らず、当該特定事業者に対して監督措置がとられることがあります。）

ウ	質問の概要	質問に対する考え方

<p>賃借人の契約上の地位を譲り受ける者との間で結ぶリース契約上の賃借人の地位を移転させる契約の締結については、本人確認が必要となるのか。</p>	<p>賃借人の地位を移転させるような場合は、通常、新たに譲受人と賃貸借契約を締結するものと考えられることから、譲受人に対する本人確認が必要であると解されます。(その場合、譲渡人(又はその従業員等)に対しては、代表者等としての本人確認が必要となることがあります。)</p>
---	---

エ	質問の概要	質問に対する考え方
	<p>リース契約に係る金銭債権のみをリース会社から買い取る場合には、改めて本人確認を行う必要はないと考えてよいか。この場合、当該リース債権を買い取った者は取引記録の作成等を行うこととなるのか。</p>	<p>通常、本人確認及び当該債権の譲渡に係る取引記録の作成は不要と解されます。</p>

オ	質問の概要	質問に対する考え方
	<p>いわゆる転リース(第三者への転貸)を前提とするリース契約の締結については、原賃貸人が転賃借人の本人確認をすることとなるのか。</p>	<p>お尋ねの場合については、様々なケースが想定されるので、一概にはお答えできませんが、転賃借人が原賃貸人に対して直接リース料を支払うなど、実質的に転賃借人を相手にファイナンスリース取引を行っていると思われる場合には、本人確認が必要と解されます。</p>

カ	質問の概要	質問に対する考え方
	<p>ソフトウェアや不動産のリース取引については、本法の対象となるのか。</p>	<p>ファイナンスリース業務は、法上、「物品を購入してその賃貸をする業務」とされており、ソフトウェアのリース取引は対象となりますが、不動産のリース取引は対象となりません。</p>

キ	質問の概要	質問に対する考え方
	<p>リース契約を譲渡する場合、譲渡人は、本人確認記録、取引記録、本人確認資料を譲受人に交付する必要があるか。</p>	<p>譲渡人は、引き続き、本人確認記録、取引記録や、本人確認書類を一定の期間保存する必要があります。</p>

ク	質問の概要	質問に対する考え方
	<p>取引の任に当たる自然人が複数いる場合、例えば、リース契約締結事務を行う一の担当者の本人確認を行えばよいか。</p>	<p>取引担当者一人の本人確認を行っていただければ結構です。</p>

(6) クレジット会社の特定取引について（第8条第1項第3号関係）

質問の概要	質問に対する考え方
例えば、金融の申込みと同時に、提携クレジットカード会社（特定事業者）の申込みを行う場合において、受付する側の金融機関（特定事業者）が提携クレジットカード会社からの要請を受けて本人確認を行っていれば、金融機関側で本人確認記録を保存することで、提携クレジットカード会社に同様の記録を保存する必要はないと解してよいか。	お尋ねの場合には、提携クレジットカード会社、金融機関の両方が特定取引を行っているため、両者がそれぞれの責任において本人確認及び本人確認記録の作成、保存を確実にする必要があります。この場合、特定事業者は、自社の営業所で保存している場合と同様に、必要に応じて直ちに本人確認記録を検索できる状態を確保しておかなければならないと考えます。

(7) 宅地建物取引業者の特定取引について（第8条第1項第4号関係）

ア	質問の概要	質問に対する考え方
	不動産取引において、買主と媒介契約を締結した業者Aが、ある物件の所有者（売主）に当該物件の売却を打診して売買契約が成立した場合、売主が媒介を依頼する意思もなく手数料等も支払っておらず、Aと媒介契約を締結していなければ、Aによる売主の本人確認は必要ないという理解でよいか。	令第8条第1項第4号イでは、宅地建物取引業者の特定取引として宅地又は建物の売買契約の締結又はその代理若しくは媒介を定めていることから、宅地又は建物の売買契約の媒介を行った場合には、媒介契約の締結の有無にかかわらず、媒介を行った売主及び買主の本人確認が必要であると考えます。

イ	質問の概要	質問に対する考え方
	いわゆる「第三者のためにする売買契約」について、宅地建物取引業者が買主と売主との間の売買契約の締結を媒介した場合、買主と第三者との間の契約の締結について媒介していなければ、宅地建物取引業者は第三者の本人確認をしなくてもよいのか。	お尋ねの場合については、様々なケースが想定されるので、一概にお答えできませんが、例えば、第三者と買主が極めて密接に関係し、実質的に同一視できるような場合には、第三者の本人確認が必要になると考えます。

ウ	質問の概要	質問に対する考え方
	宅地又は建物の売買契約成立後に買主が第三者に対して買主の地位を譲渡した場合において、宅地建物取引業者が当該売買契約の締結について媒介していたとしても、宅地建物取引業者は買主の地位を譲渡された第三者の本人確認をしなくてもよいのか。	お尋ねの場合については、様々なケースが想定されるので、一概にお答えできませんが、通常、本人確認は不要になる場合が多いものと考えます。ただし、例えば、契約締結時に当該第三者の存在が明白であるような場合には、その本人確認が必要になると考えます。

(8) 司法書士等の特定取引について（第10条関係）

質問の概要	質問に対する考え方
<p>会社から取締役の選任に係る手続を依頼された行政書士がそのうち役員変更の登記を司法書士に依頼した場合など、会社から依頼を受けた士業者Aが他の種類の士業者Bにその業務の一部を再依頼した場合には、Bとしては、実際に業務を依頼してきた士業者Aと顧客である会社の本人確認を行うことになるということによいのか。</p> <p>また、同様の場合でAが会社の「使者」としてBに業務を依頼した場合はどうか。</p>	<p>お尋ねの場合は、士業者Bとしては、通常、顧客等に当たる会社と、代表者等に当たる士業者Aの両方の本人確認が必要になります。</p> <p>また、一般に、民法上の代理人のみならず、顧客の単なる「使者」等の場合であっても代表者等として本人確認の対象となります。</p>

(9) 本人確認済みの顧客等との取引について（第11条第1項関係）

ア	質問の概要	質問に対する考え方
	<p>「本人確認済みの顧客等との取引」としての取扱いを代表者等についても認められるのか。</p> <p>法人である顧客等について顧客等及び代表者等の本人確認を行い、その後、当該顧客等と再度取引を行う際に、当該取引の任に当たっている者が最初に本人確認を行った代表者等と異なる場合には、当該取引の任に当たっている者の本人確認は必要か。また、みなし顧客等の場合はどうか。</p>	<p>「本人確認済みの顧客等との取引」では、「顧客等」が本人確認済みであるか否かの確認で足りる。つまり、法人との取引においては、原則として最初、法人の取引担当者（代表者等）と顧客等に当たる法人の両方の本人確認を行うこととなりますが、その後に再度当該法人と取引を行う際には、当該法人についてのみ本人確認を行っていることが確認できれば足り、新たな取引担当者が最初の取引担当者と同一である必要はありません。</p> <p>また、取引担当者が顧客等とみなされる場合（人格のない社団又は財団が顧客等である場合は除きます。）も同様です。</p>

イ	質問の概要	質問に対する考え方
	<p>令第11条第1項に「当該顧客等が既に本人確認を行っている顧客等であることを確かめる措置をとったものをいう」と規定されているが、「確かめる措置」は規則第7条に規定する方法によるのか。それとも、他の事項を付加することを想定しているのか。</p>	<p>規則第7条で定める方法によります。</p>

ウ	質問の概要	質問に対する考え方
---	-------	-----------

令第11条第1項第3号から第6号までにおいて当該特定事業者と他の特定事業者の業態が異なる場合も含むと解してよいか。	そのとおりです。
---	----------

(10) なりすまし等が疑われる取引について（第11条第2項関係）

質問の概要	質問に対する考え方
「なりすまししている疑いがある場合」「偽っていた疑いがある」は、どのように判断するのか。	前者は、取引相手方が、本人確認済みの顧客等か、 から取引を依頼される代表者等のいずれでもない場合に 又は を装って取引をしているときや、 又は に該当する者が他の 又は に該当する者を装って取引を行う場合が該当します。 後者は、顧客等及び代表者等双方の本人特定事項に偽りがなが判断基準となります。この場合、「偽り」とは、告げるべき情報を隠匿することも含まれます。

(11) 外国の政府機関等について（第12条第6号関係）

質問の概要	質問に対する考え方
令第12条第6号に掲げる「外国の政府機関」及び「我が国が加盟している国際機関」とはどのようなものか。また、そのことについてどのように確認したらよいか。	令第12条第6号は、外国政府等は実在性が明らかであることから国や地方公共団体と同様に扱うこととしているもので、外国の政府機関については、当該外国の実状によって様々ですが、例えばその予算決算が議会で議決される等の事情により、実在性が明確な政府機関等であることが必要であると考えます。また、我が国が加盟している国際機関とは、国際連合等の我が国が加盟している機関が該当するものと考えます。 これらについて個別具体的に確認する必要がある場合には、関係行政機関にお問い合わせいただきたいと思います。

(12) 疑わしい取引の届出の方法等について（第14条関係）

質問の概要	質問に対する考え方
疑わしい取引の届出時期は特定事業者の判断でよいか。また、届出方法は事例ごとに届ける方法ではなく、特定事業者で取りまとめて届け出る方法でよいか。	疑わしい取引の届出は、法上、特定事業者が、一定の疑いがあると認められる場合には、「速やかに」行うことが義務付けられています。また、近接した時期に行われ

	た複数の疑わしい取引については、これらを一度に届け出ていただくことも可能です。
--	---

(13) 経過措置について（附則第3条関係）

ア	質問の概要	質問に対する考え方
	本人確認法施行前に行った本人確認について、顧客の本人確認に関する記録が既に破棄されている場合に、例えば当該顧客の氏名（名称）・住所（所在地）が印鑑票等に付記され、システム上に「本人確認済」である旨の記録が残されていれば、本人確認法施行令附則第2条の経過措置を適用できるという従前の解釈は、今般の令附則第3条についても踏襲されていると解してよいか。	令附則第3条の規定により「本人確認済みの顧客等との取引」として扱うためには、法の規定に「準じて」本人確認等を行っていることが必要ですが、その扱いについては、本人確認法施行令附則第2条の規定により「本人確認済みの顧客等との取引」とされるものの範囲に変更を加えるものではありません。

イ	質問の概要	質問に対する考え方
	本人確認法施行前に開設された預貯金口座等については、令附則第3条の規定により、当該口座に係る本人確認記録に相当する記録や本人確認書類の写しは保存していないが、コンピュータシステム上に身分証明書番号等の本人確認書類に係る番号が保存されている場合は、本人確認済みとして取り扱われるのか。	本人確認法施行前に行われた本人確認について法施行後に「本人確認済みの顧客等との取引」として取り扱うためには、令附則第3条の規定により、法第6条の規定に「準じて」その記録を作成・保存していることが求められていることから、身分証明書番号等の本人確認書類の番号のみが保存されていることをもって、直ちにそのように取り扱うことはできません。

ウ	質問の概要	質問に対する考え方
	本人確認法に基づいて行われた本人確認については、令附則第3条により、本人確認済みの顧客等との取引の規定の適用がないのか。 また、本人確認法施行前において行われた本人確認は、本人確認法施行令附則第2条の規定により本人確認法による本人確認とみなされているが、当該本人確認について、令附則第3条により、本人確認済みの顧客等との取引の規定の適用はないのか。	本人確認法に基づいて行われた本人確認は、法附則第24条の規定に基づき、法の規定による本人確認とみなされることから、「本人確認済みの顧客等との取引」の規定の適用を受けます。 また、本人確認法施行前に行われた本人確認は、令附則第3条の規定により、「本人確認済みの顧客等との取引」の規定の適用を受けます。

エ	質問の概要	質問に対する考え方
	<p>クレジットカード業者が、キャッシング機能がないクレジットカードを発行する際に、本人確認法に基づく本人確認は行っていないものの、法に準じた確認を行い、その記録を作成・保存していた場合において、当該クレジットカード業を当該記録等とともに他の特定事業者に移譲すれば、令附則第3条の規定により、当該他の特定事業者は当該記録をもって本人確認済みの顧客等との取引の扱いをすることはできるのか。</p>	<p>令附則第3条の規定により本人確認記録とみなされる記録について、特定事業者が他の特定事業者に移譲等を行い、当該記録が他の特定事業者に移譲されて保存されている場合には、令第11条第1項第5号又は第6号の規定により、「本人確認済みの顧客等との取引」として扱うことができます。</p>

2 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則について

(1) ファイナンスリースの要件について（第1条関係）

質問の概要	質問に対する考え方
規則第1条第2項に規定する「賃貸料」は、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準にしたがって算出したものでよいか。	税法の基準により算出したものを考えています。お尋ねの会計処理の基準に則ったものと一致する場合もあると思われます。

(2) 信託の受益者から除かれる者について（第2条関係）

質問の概要	質問に対する考え方
規則第2条では、令第5条に規定する信託の受益者から除かれる者に係る契約を定めているが、投資一任業者が各種年金と年金投資一任契約を締結する場合、投資一任業者は本人確認が必要か。	<p>投資一任業者は法第2条第2項に規定する特定事業者に当たることから、令第7条に規定する特定業務において、例えば金融商品取引法第28条第3項各号又は第4項各号に掲げる行為を行うことを内容とする契約の締結（当該契約により金銭の預託を受けない場合を除く。）などの令第8条に規定する取引（規則第6条に規定するものを除く。）を行う場合には、顧客等について本人確認を行う必要があります。逆に、これらの取引を行うのでなければ、投資一任業者が各種年金（税制適格退職年金を含む。）と年金投資一任契約を締結したとしても本人確認を行う必要はありません。</p> <p>なお、令第5条に規定する信託の受益者（規則第2条に規定する契約に係るものを除く。）は、顧客に準ずる者として、特定事業者が本人確認を行うべき対象を定めたものです。</p>

(3) 本人確認方法について（第3条関係）

ア	質問の概要	質問に対する考え方
	本人確認記録に本人確認書類の写しを添付する場合と添付しない場合とが混在すると業務リスクが高まることから、提示又は送付のいずれの方法によるのが区別でき、かつ、捜査機関等からの顧客に関する情報提供依頼に迅速に対応できる体制が整っていれば、本人確認書類の	「添付」とは、本人確認記録に本人確認書類の写しが物理的に添え付けられている場合のほか、コンピュータシステム等により、物理的に添え付けられている場合と同様に、直ちに本人確認書類の写しに関する情報が検索できる状態になっている場合が考えられます。

送付を受けた場合であっても、本人確認記録へ本人確認書類を添付しなくてもよいのか。

転送不要郵便物が返送されて当該方法による本人確認が未了である場合、顧客がATM等より取引を行おうとしても本人確認済みの顧客等との取引として扱うことなく、再度窓口での本人確認を行わなければならないシステムが構築されているが、そのような場合、新たに作成する本人確認記録に以前入手した本人確認書類を添付しなくてもよいのか。

本人確認記録に添付することとされている本人確認書類又はその写しについて、どのような措置が「添付」しているものと認められるのか。例えば、本人確認記録を電磁的記録で保存し、本人確認書類等を紙で保存したり画像ファイル等の電磁的記録で保存しておくことは可能か。

イ	質問の概要	質問に対する考え方
	本人確認書類の写しの送付により本人確認を行う場合、FAXによる送信で受けたり、当該写しに係る画像ファイルをインターネット、電子メール経由で受けたりすることは可能か。	可能です。

ウ	質問の概要	質問に対する考え方
	非対面取引の場合、書留郵便等で「取引関係文書」を送付することが必要となるが、「取引関係文書」には支払明細書等も含まれるのか。	そのとおりです。

エ	質問の概要	質問に対する考え方
	規則第3条第1項第1号二に掲げる本人確認方法はどのようなものを想定しているのか。また、特定事業者により伝達された措置の内容について記録する必要はないのか。	規則第3条第1項第1号二は、本人確認書類の提示や送付が行われない例外的な本人確認方法であり、確実に確認の措置がなされる必要があることから、郵便物等を交付した者から特定事業者に対して本人確認に係る一定の伝達措置がとられることを求

	<p>めたものです。なお、現在のところ、同号二に掲げる方法を満たすサービスについては承知しておりません。</p> <p>また、同号二によって伝達された事項の内容については、本人確認記録に記録することとなります。</p>
--	---

オ	質問の概要	質問に対する考え方
	<p>規則第3条第1項第1号へにおいて、「特定事業者が公的個人認証法第17条第4項に規定する署名検証者である場合に限る」とあるが、これはこの法律に規定されている者であれば足りるのか。</p> <p>また、具体的に、システム上公的個人電子証明書の検証を行い、その有効の証明をもって本人確認をしたとするのか。</p>	<p>特定事業者が、電子署名法に規定する認定認証事業者等として、都道府県知事に対して公的個人認証法第17条第1項の届出をした者である場合に限る、という意味です。</p> <p>また、電子署名の本人性の確認については署名検証者である特定事業者が公的個人認証法の規定に基づき、システム上行うこととなります。</p>

カ	質問の概要	質問に対する考え方
	<p>規則第3条第1項第1号チにおいて、あらかじめ取扱い特定事業者が当該本人確認を代行することについて合意をしている場合とあるが、当該合意が契約書に基づくものでなくてもよいと解してよいか。</p>	<p>契約書に基づくものでなくとも構いませんが、同号チに規定されている内容の合意が確実になされている必要があります。</p>

キ	質問の概要	質問に対する考え方
	<p>規則第3条第2項において、自筆による住居の記載があれば、「旅券等若しくはその写しに当該顧客等若しくは代表者等の住居の記載がないとき」に該当しないものと解してよいか。</p>	<p>旅券等の住居の記載欄に自筆による住居の記載がある場合は、そのとおりです。</p>

ク	質問の概要	質問に対する考え方
	<p>規則第3条第2項から第4項までにおいて、納税証明書その他の住居等に関する情報を補足する書類の原本の提示を受けた場合には、その写しの保存義務が課されていないという解釈でよいか。</p>	<p>そのとおりです。</p>

ケ	質問の概要	質問に対する考え方
	<p>法人登記のない営業所等に取引関係文書</p>	<p>そのとおりです。規則第3条第3項等の</p>

を送付して取引を行う場合、本人確認書類は法人の登記簿謄本（当該営業所等は記載されていないもの）を用い、併せて当該営業所等に係る規則第3条第2項各号の書類をもって所在地等を確認するという理解でよいか。	規定に従って本人確認を行ってください。
---	---------------------

コ	質問の概要	質問に対する考え方
	規則第3条第6項に規定する「本人確認記録に相当する記録」とはどのようなものか。	「本人確認記録に相当する記録」とは、例えば他の法令に基づいて行われた顧客の確認に係る記録のような、顧客の本人確認に係る記録であって、規則第10条に規定する事項と同等程度の内容を含む記録をいいます。

サ	質問の概要	質問に対する考え方
	規則第3条第6項に規定する既に本人確認に相当する確認を行っていることの確認を行った場合、その確認に関する記録は保存するのか。	以前に作成した本人確認記録に相当する記録を本人確認記録として保存していただくこととなります。

シ	質問の概要	質問に対する考え方
	本人確認記録に相当する記録を本人確認記録として保存する方法とは、本人確認記録へたどりつくために取引記録（名前、口座番号）を保存しておけば足りるのか。システム上での管理において、本人確認記録へたどりつくということでもよいのか。	システム上での管理も含め、本人確認記録として保存しているといえるためには、少なくとも、必要な場合に、当該特定事業者の責任において、速やかにこれを検索、出力することが可能でなければならないものと考えています。

(4) 本人確認書類について（第4条関係）

ア	質問の概要	質問に対する考え方
	法人の本人確認書類である登記事項証明書について、「当該法人の設立の登記に係る」としている理由は何か。	登記事項証明書としては現在事項証明書等を想定しており、閉鎖事項証明書を含めないという趣旨です。

イ	質問の概要	質問に対する考え方
	規則第4条第1項第1号イの「承諾に係る書類」には、リース契約書が含まれるという理解でよいか。	そのとおりです。

ウ	質問の概要	質問に対する考え方
	<p>母子健康手帳は、母についての本人確認書類か、子についての本人確認書類か。</p> <p>子の場合、戸籍の届出の市町村による証明印がなくてもよいのか。</p>	<p>その氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限り、母と子の両方の本人確認書類として用いることができます。ただし、子の本人確認書類として用いるためには、市区町村長に出生届出済の証明を受けていただきたいと思います。</p>

エ	質問の概要	質問に対する考え方
	<p>規則第4条第1項第1号トに掲げる書類としてどのようなものを想定しているのか。</p>	<p>自然人については、大抵の場合、同号イからホまでに掲げる本人確認書類で確認されることとなると考えていますが、同号トは、それら以外の書類であっても官公庁から発行された身分証明書等であればよいことを規定しており、例えば、地方公共団体が市民証のようなものを発行し、それが同号トに該当する場合は想定されます。</p>

オ	質問の概要	質問に対する考え方
	<p>官公庁から特定の事務を行うものとして指定を受けた財団法人、社団法人等が発行した書類は、本人確認書類に当たるという理解でよいか。</p>	<p>官公庁が、法令の規定に基づき、いわゆる指定法人に書類の発行等を行わせている場合には、その書類に氏名、住居及び生年月日の記載があれば、規則第4条第1項第1号へ若しくはト又は第2号ロに規定する本人確認書類に当たるものと考えられます。</p>

カ	質問の概要	質問に対する考え方
	<p>本邦内に住居を有しない一定の外国人についての本人確認書類にはどのようなものがあるか。</p>	<p>規則第4条第3号に掲げる者として特例的な扱いを受ける外国人については旅券等であり、それ以外の場合には、通常の外国人と同様の本人確認書類があります。</p>

キ	質問の概要	質問に対する考え方
	<p>生年月日が記載されていないものについて、旅券等の提示をもって本人確認をすることができるのか。</p>	<p>法上、生年月日の確認は必ず必要とされているためできません。</p>

ク	質問の概要	質問に対する考え方

<p>規則第4条第1項第4号に規定する「権限ある国際機関の発行した書類」とはどのようなものか。また、その権限の内容などをどのように確認したらよいのか。</p>	<p>「権限ある国際機関」とは、国際連合、国際通貨基金、世界銀行等の機関が該当し、規則第4条第4号に定める本人確認書類としては、それらの機関が発行する身分証明書等を想定しています。これらについては、個別具体的に確認する必要がある場合には、関係行政機関にお問い合わせいただきたいと思います。</p>
---	--

ケ	質問の概要	質問に対する考え方
	<p>外国政府等が発行する登記事項証明書には、外国法人の本店又は主たる事務所の所在地として、都市名のみ記載され地番の記載がないものがあるが、そのような書類は規則第4条第4号に定める本人確認書類に該当するのか。</p>	<p>法第4条第1項において、顧客等が法人である場合の本人特定事項としてその名称及び本店又は主たる事務所の所在地を定め、それらの情報をもって当該法人を一に特定することとしていることにかんがみれば、基本的に所在地は完全な形で記載されている必要があると考えます。</p>

コ	質問の概要	質問に対する考え方
	<p>本法施行前に法人の登記簿謄本又は印鑑証明書等の本人確認書類の交付を受けていた場合、本法施行後かつ本人確認書類発行後6ヶ月以内に新たな契約を結ぶ際に、当該本人確認書類をもって本人確認を行うことは差し支えないか。</p>	<p>そのとおりです。</p>

(5) 本邦内に住居を有しない外国人の住居に代わる本人特定事項について(第5条第1項関係)

ア	質問の概要	質問に対する考え方
	<p>規則第5条第1項第2号の住居については、どのような方法により住居を確認するのか。</p>	<p>規則第5条は、本邦内に住居を有しない外国人の特例措置として住居に代わる本人特定事項を定めており、第1号では一定の取引についてのみ当該特例措置を認めることを規定したものです。</p> <p>したがって、第1号に掲げる取引以外の取引を行う場合には、通常の本人確認方法及び本人確認書類を用いた本人確認により、本邦外の住居の確認が必要となります。</p>

イ	質問の概要	質問に対する考え方
	<p>旅行者等の旅券等により母国の住居を確認</p>	<p>旅券等の記載により母国の住居を確認す</p>

認することができない本邦に在留する外国人については、旅券等で住所が不明であっても旅券等の提示をもって本人確認をすることとすれば本当によいのか。	ることができない外国人については、200万円を超える 現金、小切手等の受払い、本邦通貨と外国通貨の両替及び 貴金属等の現金・現物売買等において本人確認を行う場合にのみ、国籍及び旅券等の番号が住居に代わる本人特定事項であるとされています。
---	--

ウ	質問の概要	質問に対する考え方
	既に外国人登録を行い日本に住居のある外国人が、在留期間内に一時出国してから再入国して入国後90日以内である場合は、規則第4条第3号に定める旅券等を本人確認書類として、住居に代えて規則第5条第1項第1号に定める国籍及び旅券等の番号を確認すれば足りるのか。	入国後90日以内であっても、出入国管理及び難民認定法の規定により認められた在留期間等が90日を超えないと認められなければ、規則第5条第2項の規定は適用されないことから、通常、住居の確認が必要になるものと考えます。

(6) 本人確認の対象から除かれる取引について (第6条関係)

	質問の概要	質問に対する考え方
	規則第6条に規定されている取引については、「本人確認の対象から除かれる取引」に該当するとともに、令第11条第1項(本人確認済みの顧客等の取引等)、法第6条(本人確認記録の作成義務等)、第7条(取引記録の作成義務等)及び第9条(疑わしい取引の届出等)並びにこれらの関連規定の適用も除外されるのか。	規則第6条各号に掲げる取引については、なりすまし等が疑われる取引に当たらない限り、本人確認の対象から除外されません。したがって、その場合、令第11条第1項に規定する「本人確認済みの顧客等との取引」に当たるかどうかの問題は生じず、また、本人確認記録の作成、保存義務も生じないこととなります。ただし、取引記録等の作成義務及び疑わしい取引の届出については、基本的に、その範囲が「特定業務」により画されており、これが除外されるものではありません。

(7) 金融商品取引について (第6条第1項第4号関係)

ア	質問の概要	質問に対する考え方
	規則第6条第1項第4号の規定により、市場デリバティブ取引は、特定取引から除外されているが、店頭デリバティブ取引も除外されているという理解でよいか。	この規定は、一定の有価証券市場に参加できるものの資格について、各取引所等により一定の要件が定められていることを前提としたものであり、店頭デリバティブ取引は除外されません。

イ	質問の概要	質問に対する考え方
	<p>規則第6条第1項第4号における「これらに準ずる有価証券の売買」に関する考え方は、次の～に掲げるもので正しいのか。</p> <p>「これらに準ずる有価証券の売買」には、金融商品取引法第2条第8項第10号に規定されている方法により行う有価証券の売買を含む。</p> <p>「これらに準ずる有価証券の売買」には、金融商品取引法第67条の18第4号に規定されている取扱有価証券の売買を含む。</p> <p>「これらに準ずる有価証券の売買」には、金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定されている外国金融商品市場における有価証券の売買を含む。</p> <p>外国金融商品市場における有価証券の売買を含むとした場合、「金融庁長官が指定する国又は地域に限る。」という限定はない。</p> <p>「これらに準ずる有価証券の売買」とあり、これには「これらに準ずる市場」におけるデリバティブ取引は含まない。</p> <p>「これらに準ずる有価証券の売買」に「有価証券の売買の媒介、取次ぎ又は代理」は含まれるのか。</p> <p>「取引所金融商品市場」若しくは「店頭売買有価証券市場」又は「これらに準ずる有価証券の売買」若しくは「外国市場デリバティブ取引を行う外国の市場」において」とあるが、「場」を規定している中で「これらに準ずる有価証券の売買」という「行為」が入っているのは適当ではないのではないか。</p>	<p>「これらに準ずる」は、「有価証券の売買」でなく、「有価証券の売買若しくは同法第2条第23項に規定する外国市場デリバティブ取引を行う外国（金融庁長官が指定する国又は地域に限る。）の市場」に係ります。</p>

ウ	質問の概要	質問に対する考え方
	<p>「当該市場における取引に参加できる資格に基づき、当該市場の取引に参加して行</p>	<p>取引所金融商品市場における有価証券売買等の取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理</p>

<p>うもの」とあるが、金融商品取引法第2条第8項第3号に規定する「取引の委託」(取引に参加できる資格を有しない業者が顧客から受けた注文を、取引に参加できる資格を有する業者に、当該取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理を行う行為)及びこれらの「取引の受託」をする行為は、「特定取引」の対象外取引に含まれないのか。</p>	<p>(金融商品取引法第2条第8項第3号)や、これによって受託した取引の媒介、取次ぎ又は代理(同法第2条第8項第2号)については、当該取引の内容が「金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場若しくは同法第67条第2項に規定する店頭売買有価証券市場又はこれらに準ずる有価証券の売買若しくは同法第2条第23項に規定する外国市場デリバティブ取引を行う外国(金融庁長官が指定する国又は地域に限る。)の市場において、当該市場における取引に参加できる資格に基づき、当該市場の取引に参加して行うもの」(規則第6条第1項第4号)であれば、それを行うことを内容とする契約を締結した場合でも特定取引の対象外となります。</p>
---	--

(8) ファイナンスリース取引について(第6条第1項第9号関係)

ア	質問の概要	質問に対する考え方
	賃貸料の額が変動する契約の場合、その額の平均が10万円以下であれば、本人確認の対象から除かれると考えてよいか。	いずれかの機会に受け取る賃貸料の額が10万円を超える場合には、賃貸契約において受け取る賃貸料の額の平均額がそれ以下であっても、本人確認の対象となります。

イ	質問の概要	質問に対する考え方
	賃貸料が毎月ではなく2か月とか3か月ごとに支払われる場合に、1回に受け取る賃貸料の額が10万円を超えることがあれば本人確認が必要となるのか。	必要になります。

ウ	質問の概要	質問に対する考え方
	規則第6条第1項第9号は、1回に受け取る賃貸料の額が10万円以下のものは、本人確認対象から除かれることとされているが、「10万円」には消費税や保守料等が含まれるのか。	消費税は含まれます。また、保守料その他の名目のものについては、様々なケースがあり一概にはいえませんが、通常、これらは賃貸契約における特定事業者の債権として一体不可分のものであるため、賃貸料に含まれると考えられます。

エ	質問の概要	質問に対する考え方
	複数のファイナンスリース契約がある先	様々なケースが想定され、一概にはいえま

でも、契約ごとの一回に受け取る賃貸料の額が10万円以下であれば、本人確認の対象から除かれると考えてよいか。	せんが、少なくともこれらの契約が実質的に一つの契約と認められる場合には、分割することにより本人確認の対象から免れることはできないと考えます。
---	--

オ	質問の概要	質問に対する考え方
	契約当初は、一回に受け取る賃貸料の額が10万円以下であったが、その後に賃貸料の額が10万円超に変更された場合、改めて本人確認が必要になるか（本法施行日以前に締結された契約の場合も同様か）	そのとおりです。

カ	質問の概要	質問に対する考え方
	リース契約を解除した場合に受け取ることとなる解約金の額が10万円を超え、当該解約金を現金等により受領する場合、本人確認は必要となるのか。	リース会社による本人確認は不要であると解されます。（金融機関から当該解約金を払出しする場合には、通常、当該金融機関に本人確認義務が生じます。）

(9) 顧客等について既に本人確認を行っていることを確認する方法について（第7条関係）

ア	質問の概要	質問に対する考え方
	特定事業者の職員が顧客等と面識があり、本人確認記録に記録されている顧客等と同一であることが明らかである場合について、顧客等と面識がある職員は、規則第10条第1項第1号の「本人確認を行った者」でなくてもよいか。	本人確認を行った者でなくても構いませんが、当該顧客等が本人確認記録に記録されている顧客等と同一であることが必要です。

イ	質問の概要	質問に対する考え方
	特定事業者の職員が顧客等と面識があり、本人確認記録に記録されている顧客等と同一であることが明らかである場合について、職員が面識があったことについては、法令上、何らかの書面に記載することは要求されていないという理解でよいか。	面識の有無についての書面への記載は不要です。ただし、面識のある顧客等との取引については「本人確認済みの顧客等との取引」として扱うことができますが、当該取引が特定業務の範囲内において行われるものであれば、令第13条に規定する取引に該当する場合を除き、取引記録の作成、保存義務が生じます。

ウ	質問の概要	質問に対する考え方
	規則第7条では、「顧客等が本人確認記録に記録されている顧客等と同一であること	口座番号その他の顧客等の本人確認記録を検索するための事項(規則第14条第1号)

を確認するとともに、当該確認を行った取引に係る第14条第1号から第3号までに掲げる事項を記録し、」としているが、本人確認記録へたどりつくための取引記録(名前、口座番号)を記載するという理解でよいか。	のほか、取引又は特定受任行為の代理等の日付(同条第2号)取引又は特定受任行為の代理等の種類(同条第3号)についての記録を保存していただくこととなります。
---	--

エ	質問の概要	質問に対する考え方
	<p>規則第7条では、顧客等について既に本人確認を行っていることを確認する方法として、当該確認を行った取引に係る規則第14条第1号から第3号までに掲げる事項を記録・保存することが定められているが、取引ごとに記録している伝票等の取引記録帳簿類に、当該事項として口座番号、取引日付、取引の種類等の情報が含まれ、それらから当該顧客の本人確認記録を検索して本人確認済みであることを確認できれば足りるという理解でよいのか。</p> <p>この場合において、同条第1号に掲げる本人確認記録を検索するための事項として口座番号等を利用している場合であれば、当該口座番号等を記録すればよいのか。また、口座のない顧客と海外送金等の特定取引を行う場合は、口座番号以外の「顧客等の本人確認記録を検索するための事項」を記録・保存していればよいのか。</p>	<p>規則第7条については、顧客等について既に本人確認を行っていることの確認を行った取引に係る取引記録等を作成・保存していれば、新たに当該取引に係る記録を別途作成する必要はありません。</p> <p>また、規則第14条第1号に掲げるものとしては、口座番号等のほか、顧客管理番号等の本人確認記録を検索するための事項で足りる。</p>

オ	質問の概要	質問に対する考え方
	<p>規則第7条では、顧客等が本人確認記録に記録されている顧客等と同一であることを確認することが定められており、当該本人確認記録には「住居又は本店若しくは主たる事務所の所在地その他これらに準ずるものが記載されていること」が必要とされているが、本人確認法施行前に行われた本人確認に係る記録にはそれらの記載がなくても、従来どおり本人確認済みの顧客等との取引として扱うことはできるのか。</p>	<p>本人確認法施行前に行われた本人確認については、同法の規定に準じた本人確認に係る記録を保存していれば、本人確認済みの顧客等との取引として扱うことができますが、本人確認法の規定に準じているものとして「本人確認済みの顧客等との取引」の対象となる本人確認として扱っているものであれば、必ずしも住居又は本店若しくは主たる事務所の記載がなくても、従来どおり「本人確認済みの顧客等との取引」として扱うことができます。</p>

カ	質問の概要	質問に対する考え方
	本人確認済みの顧客である法人の事務所を訪問して取引を行うに際し、既に法人の本人確認が行われたときは、別の担当者が新たに取引の任に当たる場合であっても、規則第7条ただし書の「顧客等が本人確認記録に記録されている顧客等と同一であることが明らかな場合」に該当すると考えてよいか。	当該法人が既に作成した本人確認記録に記録されている法人と同一であることが明らかであれば、該当します。

キ	質問の概要	質問に対する考え方
	本人確認済みの法人顧客の担当者が交代しても、旧担当者から新担当者の紹介を受ければ、規則第7条ただし書の「顧客等が本人確認記録に記録されている顧客等と同一であることが明らかな場合」に該当すると考えてよいか。	例えば旧担当者が既に転職している場合等も考えられ、紹介を受けただけで直ちに該当するとは限りません。

ク	質問の概要	質問に対する考え方
	規則第7条ただし書に「特定事業者が顧客等又は代表者等と面識がある場合その他の顧客等が本人確認記録に記録されている顧客等と同一であることが明らかな場合は、この限りでない。」とあるが、担当者が顔見知りであるという程度の認識であっても「代表者等と面識がある場合」に該当すると考えてよいか。 規則第7条ただし書において「特定事業者が顧客等又は代表者等と面識がある」とは、特定事業者の従業員のうち一人でも面識があることで満たせるものと解してよいか。	ここでいう面識とは、当該特定事業者の責任において、確実に本人性を判断できることの例示です。したがって、規則第7条ただし書に該当するためには、本人確認書類の提示を求める等の措置を講ずることなく、当該特定事業者の責任において、確実に本人性を判断できる場合であることが必要です。

(10) 本人確認記録の記録事項について（第10条第1項第3号関係）

ア	質問の概要	質問に対する考え方
	「時刻」の記録については、手持ちの時計の誤差等により分単位の正確な記録ができないケースも想定されるが、是正命令や命令違反の罰則を受けることはな	本人確認書類の提示を受けた時刻については、マネー・ローンダリング等の防止に資するため、確実に本人確認が行われたことが事後的に確認できるように、それを記

<p>いか。</p> <p>時刻を記録する場合には、どの程度の単位で記録することが必要なのか。例えば、一律して窓口業務終了時刻を記録することで構わないか。</p> <p>法人及び取引担当者の本人確認書類の提示を受けた日付及び時刻を、それぞれ記録する必要があるのか。いずれか遅い方の日付及び時刻でよいか。</p>	<p>録することとしたものです。</p> <p>したがって、少なくとも、本人確認を行った者やその状況等が特定できる程度の範囲で記録することが必要であり、一律の時刻の記録ではその目的を達しないと考えます。</p> <p>また、もし顧客等からと、代表者等からの本人確認書類の提示を受けた日付及び時刻が異なる場合には、それぞれを記録していただく必要があります。</p>
---	---

イ	質問の概要	質問に対する考え方
	<p>規則第10条第1項第3号で、本人確認記録に日時の記録が求められているが、郵便による受領等、現実の日時の特定が困難である場合は、受領者が合理的に判断するものを日時としてよいか。</p>	<p>同号において日付及び時刻の記録が求められているのは、本人確認書類の「提示」を受けた場合に限られています。</p>

ウ	質問の概要	質問に対する考え方
	<p>法人の本人確認書類の写しを一定の方法で保管する場合、法人の本人確認記録については、時刻の記載は不要となるが、取引担当者の本人確認書類の提示を受けた時刻については、本人確認記録への時刻の記載は必要か。</p>	<p>法人である顧客等の取引担当者の本人確認記録についても、規則第10条括弧書に基づき提示を受けた本人確認書類の写しを保存等する場合に限り、本人確認書類の提示を受けた時刻の記載は必要ないこととなります。</p>

エ	質問の概要	質問に対する考え方
	<p>規則第10条第1項第3号について、時刻を記録せずに提示を受けた本人確認書類の写しを保存する場合、規則第3条第2項の規定に基づいて補完的な証明書の提示を受けて住居を確認したときは、当該証明書の写しの保存は必要か。</p>	<p>本人確認書類の写しの保存で足り、規則第3条第2項の規定による住居を確認するための補完的な証明書の保存は必要ありません。</p>

オ	質問の概要	質問に対する考え方
	<p>規則第10条第1項第4号において本人確認書類等の送付を受けた日付を記録することとされているが、休業日に受領したと思われる場合は、翌営業日を受領日としてよいか。</p>	<p>受領した日と認められる日を書いていたかと思いますが。</p>

カ	質問の概要	質問に対する考え方
	本人確認記録について、様式や書式等はあるのか。	本人確認記録については規則第10条に定める事項が記録されていれば足り、様式や書式等は特にありません。

(11) 本人確認記録の記録事項における日付について（第10条第1項第17号関係）

	質問の概要	質問に対する考え方
	規則第10条第1項第17号に規定する「日付」とは、同号に規定する旅券又は許可書の発給（発行）日でよいか。	そのとおりです。

(12) 本人確認記録の保存期間について（第11条関係）

ア	質問の概要	質問に対する考え方
	リース契約に係る本人確認記録の保存は、リース期間の終了日から7年間でよいか。	通常は、ファイナンスリース契約が終了した日から7年間ですが、その本人確認記録を用いて別のファイナンスリース契約の締結を「本人確認済みの顧客等との取引」として取り扱うような場合には、規則第11条第3項等の規定に基づき、起算日が延長されます。

イ	質問の概要	質問に対する考え方
	貸金業者の包括契約の場合の本人確認記録の保存は、残高がなくなった日から7年間か、それとも包括契約の終了時から7年間か。	包括契約の終了時ですが、その本人確認記録を用いて別の取引を本人確認済みの顧客等との取引として取り扱うような場合には、規則第11条第3項等の規定に基づき、起算日が延長されます。

(13) 取引記録等の記録事項について（第14条関係）

ア	質問の概要	質問に対する考え方
	規則第14条第5号に規定する「当該財産移転に係る移転元又は移転先・・・の名義その他の当該財産移転に係る移転元又は移転先を特定するに足りる事項」とは、例えば、顧客が本人の送金指示に基づいてA銀行から証券会社に有価証券の買付け代金などを送金する場合、送金を受ける証券会社は、当該顧客から送金されたことを記録すればよいか。	当該顧客から送金を受けたことを記録すれば足りるものと考えます。

イ	質問の概要	質問に対する考え方
	規則第14条第6号イについて、「求められた日から3営業日以内に当該取引を特定して当該顧客の本人確認記録を検索すること」を行うに足りる事項の記録が求められているが、3営業日以内に行うのは検索のみで、他の特定事業者への通知は各特定事業者の判断によるという理解でよいか。	規則第14条第6号イは、他の特定事業者から顧客について確認を求められている場合を想定した規定であり、求められた日から3営業日以内に検索し、その求めに応じることが必要と考えます。

ウ	質問の概要	質問に対する考え方
	規則第14条第7号では、法第10条の外国為替取引に係る通知義務について、仕向金融機関については通知した事項を、被仕向金融機関については通知を受けた事項を取引記録として記録することとしているが、S W I F Tの原文を保存することで足りるのか。	御指摘のとおり、仕向金融機関については通知した事項を、被仕向金融機関については通知を受けた事項を取引記録として記録することとしており、S W I F Tの原文を保存することで十分です。 なお、中継金融機関については、システムの技術的制約により通知を受けた事項を再委託先に完全に通知できなかった場合には、通知ができなかった事項については保存の必要があります。

エ	質問の概要	質問に対する考え方
	取引記録等について、様式や書式等はあるのか。	取引記録等については規則第14条に定める事項が記録されていれば足り、様式や書式等は特にありません。

(14) 届出様式等について（第15条関係）

ア	質問の概要	質問に対する考え方
	規則別記様式第2号備考2の書類番号とはどのようなものか。	規則別記様式第2号の書類番号とは、本人確認書類に記載されている当該書類固有の番号をいい、例えば、運転免許証であれば運転免許番号がこれに当たります。

イ	質問の概要	質問に対する考え方
	規則別記様式第3号の「重要取引」とは何を意味するのか、明確にされたい。	「重要取引」とは、複数の関連する取引が疑わしい取引として一度に届け出られた場合において、犯罪収益等との関連性を判断するのに最も重要であると認められる取

	引を意味しています。
--	------------

ウ	質問の概要	質問に対する考え方
	規則別記様式第3号による「取引金額」欄への記載について、ファイナンスリース取引の場合は、賃貸料総額と理解してよいか。	取引金額欄には、通常、一回ごとの取引金額、すなわち一回に受け取る賃貸料の額を記載していただくこととなります。

エ	質問の概要	質問に対する考え方
	規則別記様式第3号備考4の「重要な取引」について 印を記入する欄はどこにあるのか。	規則別記様式第3号の最上欄に記入欄を設けています。

(15) 特定事業者の通知事項等について（第17条関係）

ア	質問の概要	質問に対する考え方
	法第10条第1項では、特定事業者の通知事項として「本人特定事項その他の事項で主務省令で定めるものと」としているが、規則第17条第1項に定める特定事業者の通知事項として生年月日を記録する必要はないのか。	生年月日の記録は必要ありません。

イ	質問の概要	質問に対する考え方
	規則第17条第1項第1号八及び第2号八について、顧客が預貯金口座を有していても特定事業者が当該顧客について預貯金口座以外の顧客識別番号を有している場合には、当該顧客識別番号を通知事項とすることは可能か。	顧客が預貯金口座を有していても、通知義務の対象となる外国為替取引に預貯金口座を用いなければ、当該取引を特定するに足りる取引参照番号を通知することとなりますが、預貯金口座を用いる場合には、F A T F 勧告も踏まえ、当該口座の口座番号を通知することが必要です。

3 疑わしい取引の届出における情報通信の技術の利用に関する規則案について

質問の概要	質問に対する考え方
<p>行政庁が都道府県知事や農林水産大臣等である特定事業者が、疑わしい取引の届出をオンラインにより行う場合について、県や農林水産省等に提出することとせず、警察庁犯罪収益移転防止管理官に直接届け出ることとしてよいのか。</p>	<p>オンラインによる届出については、警察庁庁舎内に設置された電子計算機を通じて行っていただくことを予定していますが、これは、各事業主管官庁（都道府県知事等を含みます。以下同じ。）共通の情報受付システムとして設置するものです。</p> <p>したがって、その電子計算機に備えられたファイルに届出情報が記録されることにより、各事業主管官庁に対する届出が行われたものと整理されています。</p> <p>なお、行政庁が都道府県知事等である場合の都道府県知事等による主務大臣への通知、主務大臣による国家公安委員会への通知についても、上記電子計算機に備えられたファイルに届出情報が記録されることにより、それぞれの通知が同時に行われたものと整理されています。</p>

4 その他の御質問

質問の概要	質問に対する考え方
<p>司法書士等の特定事業者の場合、疑わしい取引の届出は義務ではないが、これら特定事業者が自主的任意的に届け出るものを妨げるものではない、と解するがそれによるしいか。</p> <p>その場合の届出先行政庁はどこか。</p>	<p>そのとおり解していただいて構いません。</p> <p>任意の届出を行っていただければ、国家公安委員会（警察庁）が受理します。</p>